# 認知症対応型共同生活介護事業重要事項説明書

令和6年1月1日現在

あなたに対する認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に 基づいて、当事業者が入居者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. グループホーム「はあとの杜 さんごう」が提供するサービスについての相談窓口

TEL: 0745-33-6777 FAX: 0745-33-6760

2. グループホーム「はあとの杜 さんごう」の概要

事業所名称	グループホーム「はあとの杜 さんごう」
所在地	奈良県生駒郡三郷町立野南2丁目9番33号
法人種別	一般財団法人
代表者名(代表理事)	竹林 由浩
電話番号	0745-33-6777
指定番号	第 2991500030 号: 奈良県(三郷町)

#### 3. 事業の目的と運営方針

#### (1) 事業の目的

グループホーム「はあとの杜 さんごう」は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い認知症対応型 共同生活介護サービス計画に基づいて介護保険法関係法令およびこの契約に従い、入居者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで、入居者がその役割を持って日常生活を営むことができるよう共同生活介護サービスを提供します。

# (2) 運営の方針

- ① 指定共同生活介護等の提供にあたっては、認知症である利用者様が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話若しくは支援及び機能訓練を行うことにより、利用者様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助し、又は利用者様の心身機能の維持回復を図り、もって利用者様の生活機能の維持若しくは向上を目指します。
- ② 指定共同生活介護等の提供にあたっては、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ③ 指定共同生活介護等の提供にあたっては、利用者様の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者様の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供します。

# 4. 事業所の職員体制職種

職種	員数	勤務の体制	勤務時間等
管 理 者	1人	常勤(介護職員・計画作成担当者 と兼務)	勤務表による
計画作成担当者	2 人	常勤2名(介護職と兼務)	勤務表による
介護職員	12 人	常勤	勤務表による
	人	非常勤	勤務表による

- ・ 管理者は施設業務を統括し執行する
- ・ 計画作成担当者は施設サービス計画書の作成を行う
- ・ 介護従事者は日常生活にわたる世話、介護業務を行う
- 5. 利用定員 18名 (1 ユニット 9名)
- 6. 利用料(介護保険料自己負担分1割~3割) ●1 ケ月 30 日の場合

GH 利用料 入居費 45,000 共益費(光熱費等) 27,000

食費 36,000 (朝食250円 昼食350円 夕食450円 おやつ150円)

- ・月末締めで翌々月までに指定口座より引き落としさせて頂きます。
- ・理美容代、オムツ代等は実費となります。

月額	GH利用料 一割負担		合計
要支援2	108,000	22,755	130,755
要介護1	10,8000	22,876	130,876
要介護2	10,8000	23,941	131,941
要介護3	10,8000	24,671	132,671
要介護4	10,8000	25,158	133,158
要介護5	10,8000	25,675	133,675

介護保険 二割負担	合計	介護保険 三割負担	合計
45,509	153,509	68,263	176,263
45,752	153,752	68,628	176,628
47,881	155,881	71,822	179,822
49,342	157,342	74,012	182,012
50,315	158,315	75,472	183,472
51,349	159,349	77,024	185,024

- \*上記料金には地域区分(7級地)で算定しております。
- \*入居から 30 日の期間については、上記の料金のほか、初期加算として 900 円/月(30 円/日)がかかります。
- \*国の介護報酬改定時、又は事業所の状況に応じ加算等は変動がございます。
- \*各種加算の種類(医療連携体制加算・処遇改善加算・看取り加算・夜間ケア加算・サービス提供体制強化加算・ 認知症専門ケア加算・退居時相談援助加算・若年性認知症利用者受入加算等)・・・ 料金表には含まず
- \*月の途中で入居・退居される場合は、入居費(1,500 円/日)・共益費(900 円/日)・食費(1,200 円/日)は日割計算となります。

# 7. 衛生管理等

- (1) 利用者様の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知します。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 感染症の予防及びまん延防止のための職員研修・訓練を定期的に実施します。

# 8. 苦情申立窓口

・グループホーム はあとの杜 さんごう

所在地 奈良県生駒郡三郷町立野南 2 丁目 9 番 33 号電 話: 0745-33-6777 FAX: 0745-33-6760

担当者: 管理者 廣瀬 裕太

# 第三者評価機関

•三郷町役場

所在地 奈良県生駒郡三郷町勢野西1丁目1番1号

電 話:0745-73-2101

· 奈良県国民健康保険団体連合会 所在地 奈良県橿原市大久保町 302 番 1

電 話: 0744-29-8311

# 9. 緊急時の対応方法

- ・ 併設病院医師が対応する。(24時間対応可)
- ・ 連携している訪問看護ステーションの看護師が対応する。(24時間対応可)
- 専門治療が必要な場合は他医へ紹介する。
- ・ 主治の医師に連絡する。
- ・ 救急車対応時は御家族様の付き添いをお願い致します。

# 10. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する指定認知症対応型共同生活介護サービスの 提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、必要な計画(業務継続計画)を策定しています。有事には、当該計画、ガイドライン及び防災対策マニュアルに従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画及びガイドラインについて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

# 11.情報の取扱い、評価等について

#### (1) 秘密保持と個人情報保護

- ① 事業所は、利用者様又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生 労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者様又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

# (2) 地域との連携

- ① 事業所の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定共同生活介護等の提供に当たっては、利用者様、利用者様の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市の職員、指定共同生活介護等について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」といいます。)を設置し、当該運営推進会議に対して概ね2月に1回以上、提供しているサービス内容及び活動状況等を報告し、評価を受けるとともに、当該運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとします。

#### (3) サービスに対する評価

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行います。

#### 12. 虐待防止

当事業所では、利用者様等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者として、事業所管理者を選定しています。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当事業所職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 13. 身体拘束

当事業所では、原則として利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者様本人または他人の生命・ 身体に危険が 及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ② 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを 防止することができない場合に限ります。
- ③ 一時性・・・・利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 14.入退所手続き

- ・入所時には、当ホームよりお知らせしますので、指定日に、入居者の方とご一緒にお越し下さい。
- ・退所時の際は、利用者の方とそのご家族の方に対して退所に必要な援助を行わせていただきます。

# 15. ホーム利用時の留意事項

- ①面会 9:00~20:00までの間にお願いします。
- ②外泊・外出 いつでも可能です。所定の用紙にご記入ください。
- ③持ち込み品 衣類・寝具一式 その他日常生活用品(入居者が使い慣れている物)

## 16.協力医療機関

- ①一般財団法人信貴山病院 ハートランドしぎさん
- ②医療法人 果恵会 恵王病院
- ③医療法人 小原クリニック
- ④上田歯科医院

# 17. サービスの内容

- ①介護サービスの計画
- ・計画作成担当者に援助の目標を達成するための具体的なサービス内容を計画させます。

#### ②食事

- ・入居者とスタッフが協力して、高齢者に適したメニューを作ります。
  - \*入居者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 (食事時間)

朝食: 7:00~8:00 昼食: 12:00~13:00 おやつ: 15:00~15:30 夕食: 18:00~19:00

#### ③入浴

・入居者の健康状態に応じて入浴準備、洗身、洗髪の援助をいたします。

#### 4)排泄

・入居者の排泄の介助を行います。

#### ⑤掃除·洗濯

・各居室の清掃、ごみ捨て、布団干し、シーツ交換等は、入居者とスタッフが協力して行います。

# ⑥その他介護全般

・入居者様の潜在能力を優先します。

#### ⑦日常費用支払代行

・入居者が必要とする日用品については、原則家族で購入していただきます。ただしやむをえず当ホームで購入する場合は、定額をお預かりし、後日領収書をお渡しします。

#### ⑧レクリエーションの実施

・入居者とスタッフでレクリエーションを計画、実施いたします。その費用につきましては、一定額 当ホームでお預かりさせていただきます。

## ⑨行政サービスの代行

・利用者、代理人又は利用者の家族が行うことが特に困難である場合、可能な手続きについては手続き等の代行を行います。手続きに要する実費相当分は別途いただきます。

## 18. 事故の危険性や急変時の対応

- (1) 慣れ親しんだ自宅からグループホームに入居され、不慣れな環境での生活になることから転倒される危険性が非常に高くなります。事業所として出来うる限りの配慮はしますが、完全には転倒を防ぎきれないことをご留意下さい。
- (2) 転倒など当事業所で起こった怪我を理由に受診する場合があります。その場合は家族様に連絡をさせていただきます。(原則、家族様に対応していただきます。難しい場合は相談に応じますが、勤務の都合上、必ずしも対応できないことをご了承ください。)
- (3) 予期せぬ状態にて、緊急に総合病院などの受診が必要で一刻を争う場合には、救急車にて搬送させていただきます。その際、職員は同行できない場合があります。情報提供は行いますが、医療同意が必要に応じてあるため、家族様に同行、付き添いをお願いします。
- (4) 転倒などの事故の場合は、市町村へ届をする事があります。
- (5) 事業者は、入居者に対するサービスの提供に於いて発生した事故等により入居者の生命、身体、 財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は 過失によらない場合はこの限りではありません。
- (6)事業者は、万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。

#### 19. サービス提供の記録

- (1) 指定共同生活介護等を提供した際には、具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者様は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

平成25年4月1日(施行) 令和3年4月1日(改定) 令和6年1月1日(改定)